

社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団定款

昭和 47年	3月 28日制定	平成 18年	3月 29日改正
昭和 60年	6月 21日改正	平成 18年	8月 24日改正
平成 3年	3月 28日改正	平成 18年	10月 3日改正
平成 3年	3月 28日改正	平成 19年	3月 29日改正
平成 4年	3月 30日改正	平成 19年	5月 31日改正
平成 6年	5月 30日改正	平成 19年	11月 5日改正
平成 9年	3月 18日改正	平成 20年	3月 28日改正
平成 10年	3月 27日改正	平成 21年	3月 27日改正
平成 11年	3月 29日改正	平成 22年	3月 25日改正
平成 13年	3月 29日改正	平成 23年	3月 25日改正
平成 15年	1月 31日改正	平成 23年	5月 24日改正
平成 17年	3月 30日改正	平成 23年	11月 28日改正
平成 17年	7月 21日改正	平成 24年	3月 23日改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、県と一体となって、徳島県社会福祉事業の推進を図り、広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的として次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設 希望の郷の経営
- (ロ) 障害児入所施設 あさひ学園の経営
- (ハ) 障害児入所施設 ライトホームの管理運営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 視聴覚障害者情報提供施設 徳島県立障害者交流プラザ視聴覚障害者支援センターの管理運営
- (ロ) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人徳島県社会福祉事業団という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を徳島県徳島市西新浜町2丁目3番78号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6名
- (2) 監 事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 この法人に、副理事長及び常務理事各1名を置くことができる。
- 5 副理事長及び常務理事は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 6 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることがある。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

第7条 理事は、評議員会が選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによつては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもつて組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもつて、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐してこの法人の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び徳島県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の事務局長、設置経営及び管理運営する施設の長（以下「所属長」という。）並びに総括責任者は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 所属長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによつては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要な事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聽かなければならない。

（同前）

第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の資格等）

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

（評議員の任期）

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

（資産の区分）

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現 金 110,000,000円
- (2) 建 物

イ 徳島県徳島市西新浜町2丁目3番78号所在の障害者支援施設希望の郷の建物

内訳

- (イ) 障害者支援施設 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建(4,205.52平方メートル)
- (ロ) 障害者支援施設 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建(267.51平方メートル)
- (ハ) 洗濯室 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建(56.00平方メートル)
- (ニ) 倉庫 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建(79.11平方メートル)
- (ホ) 障害者支援施設 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建(440.47平方メートル)

ロ 徳島県徳島市上八万町広田380番地所在の旧おおぎ学園の建物

内訳

- (イ) 障害者支援施設 鉄筋コンクリート造スレートぶき2階建(545.39平方メートル)

ハ 徳島県徳島市国府町中360番地1所在の障害児入所施設あさひ学園の建物

内訳

(イ) 本館	鉄筋コンクリート造陸屋根一部勾配屋根2階建(3,394.74平方メートル)
(ロ) 倉庫	鉄骨造スレートぶき平家建(30.40平方メートル)
(ハ) 渡り廊下	鉄骨造折板ぶき平家建(256.56平方メートル)
(ニ) 雨天物干場	鉄骨造塩ビ波板ぶき平家建(51.84平方メートル)
(ホ) プロパン庫	コンクリートブロック造波スレートぶき平家建(6.00平方メートル)
(ヘ) 自転車置場	鉄骨造鋼板ぶき平家建(14.52平方メートル)
(ト) 車庫	コンクリートブロック造折板ぶき平家建(40.50平方メートル)
(チ) ポンプ室	コンクリートブロック造波スレートぶき平家建(12.56平方メートル)
(リ) 身障者用トイレ	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建(9.47平方メートル)

3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、徳島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、徳島県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第27条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 徳島県立総合福祉センターの管理運営
- (2) 徳島県立障害者交流プラザ障害者交流センターの管理運営
- (3) 公益財団法人徳島県福祉基金事務局運営事業
- (4) 徳島県地域生活定着支援事業
- (5) 緊急的住居確保・自立支援対策事業
- (6) 障害に対する理解及び障害者の自立と社会参加促進事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第28条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって、徳島県に帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、徳島県知事の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、徳島県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を徳島県知事に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人徳島県社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後延滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 武市恭信
副理事長 井上治
理事 伊東董
〃 関昭一
〃 伊達和男
〃 馬詰和夫
〃 永井法輔
〃 森本種八
〃 櫛木増太郎
〃 井内信義

〃 河崎正巳
監事三河住市
〃 上田勇

附 則（昭和61年3月25日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の認可があった日から施行する。

附 則（平成3年5月24日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成3年6月10日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成4年8月19日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成6年7月6日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成9年4月1日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成10年5月25日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成11年4月1日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成13年5月21日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。ただし、評議員の当初の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成13年7月1日から平成14年4月30日までとする。

附 則（平成15年2月7日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成17年5月19日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成17年7月29日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成18年3月31日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年8月31日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成18年11月9日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成19年3月30日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成19年6月20日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月1日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、障害者支援施設希望の郷指定障害福祉サービス事業者の指定があった日から適用する。

附 則（平成20年4月7日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、平成20年5月1日から適用する。

附 則（平成21年5月14日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年5月18日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成23年4月25日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成23年5月25日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成23年12月16日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成24年3月26日徳島県知事認可）

この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。